参考為料

[目次]

(1) 学校規模適正化について

- ① 学校規模の適正化が課題となる背景 … 2
- ② 学校規模の適正化に関する基本的な考え方 … 3
- ③ 学校規模の適正化 学級数に関する視点 … 4
- ④ 学校の適正配置 通学条件 … 10
- ⑤ 学校適正配置を検討する上での基本的な 考え方 … 11

(2) 学校規模

- ① 小中学校の適正規模 … 12
- ② 学校規模のメリット・デメリット … 13
- ③ 児童生徒数の推移 … 16

(3) 通学距離

- ① 小中学校の適正な通学距離 … 17
- ② 三中校区の各学校の通学距離 … 18

(4) 学校施設・敷地情報

① 学校施設 • 敷地情報 … 19

(5) 小中一貫教育について

① 小中一貫教育 … 24

(6) 小中一貫校について

- ① 小中一貫校の施設形態について … 25
- ② 施設形態別の成果 … 26
- ③ 施設形態別の課題 … 29

(7) 地域と学校

- ① 地域と学校の連携・協働 … 31
- ② コミュニティ・スクール … 32
- ③ 地域学校協働活動 … 33

①学校規模の適正化が課題となる背景

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引 〜少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて〜 (平成27年1月27日 文部科学省 策定)

では、学校規模の適正化に関する基本的な考え方等について、以下のように記載されています。(一部抜粋)

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」(文部科学省)(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/detail/1354768.htm)を加工して作成

第1章

(1) 学校規模の適正化が課題となる背景

○児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいものと考えられます。

- 定の集団規模 ⇒ どれくらいの規模?

⇒8ページ

【少子化の進展等の状況変化】

〇年少(〇~14歳)人口についても、1980年代初めの2,700万人規模から減少を続けており、2015年(平成27年)に1,500万人台に減少し、2046年(平成58年)には1,000万人台を割り込み、2060年(平成72年)にはおよそ791万人になることが推計されています²。これらの背景の下、小・中学校が過度に小規模化したり教育条件への影響が出たりすることが懸念されています。

2 本章における人口推計は、国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口』(人口問題研究資料第327号平成25年1月31日)に基づくものです。

〇地域コミュニティの衰退、三世代同居の減少、共働き世帯や一人親世帯の増加、世帯当たりの子供の数の減少といった様々 な背景の中で、家庭や地域における子供の社会性育成機能が弱まっているため、学校が小規模であることに伴う課題が、か つてよりも一層顕在化しているとの指摘があります。

【市町村における検討状況】

○国が定める標準は「特別の事情があるときはこの限りでない」とされている弾力的なものですが、今後、少子化が更に進むことが予想される中、義務教育の機会均等や水準の維持・向上の観点を踏まえ、学校規模の適正化や学校の小規模化に伴う諸問題への対応が将来にわたって継続的に検討していかなければならない重要な課題であるとの認識が広がっており、各設置者において、それぞれの地域の実情に応じた最適な学校教育の在り方や学校規模を主体的に検討することが求められています。

②学校規模の適正化に関する基本的な考え方

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引 〜少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて〜 (平成27年1月27日 文部科学省 策定)

では、学校規模の適正化に関する基本的な考え方等について、以下のように記載されています。(一部抜粋)

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」(文部科学省)(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/detail/1354768.htm)を加工して作成

第1章

(2) 学校規模の適正化に関する基本的な考え方

【教育的な観点】

- 〇学校規模の適正化を図る上では、第一に学校の果たす役割を再確認する必要があります。義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としています。このため、学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要になります。そうした教育を十全に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいものと考えられます。このようなことから、一定の学校規模を確保することが重要となります。
- 〇学校規模の適正化の検討は、様々な要素が絡む困難な課題ですが、飽くまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うべきものです。各市町村においては、これからの時代に求められる教育内容や指導方法の改善の方向性も十分勘案しつつ、現在の学級数や児童生徒数の下で、具体的にどのような教育上の課題があるかについて総合的な観点から分析を行い、保護者や地域住民と共通理解を図りながら、学校統合の適否について考える必要があります。

【地域コミュニティの核としての性格への配慮】

〇小・中学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、 防災、保育、地域の交流の場等、様々な機能を併せ持っています。また、学校教育は地域の未来の担い手である子供たちを 育む営みでもあり、まちづくりの在り方と密接不可分であるという性格も持っています。

③ 学校規模の適正化一学級数に関する視点(1/6)

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引 〜少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて〜 (平成27年1月27日 文部科学省 策定)

では、学校規模の適正化に関する基本的な考え方等について、以下のように記載されています。(一部抜粋)

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」(文部科学省)(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/detail/1354768.htm)を加工して作成

第2章

(1) 学校規模の適正化

【基本的視点-(1)学級数に関する視点】

(学級数が少ないことによる学校運営上の課題)

まず、基本的な視点として、学級数が少なくなることにより生じ得るデメリットについて考える必要があります。一般に、学級数が少ない学校においては、4章の(2)で詳述するようなメリットもある一方、児童生徒数や教職員数が少なくなることによる影響も含め、下記のような学校運営上の課題が生じる可能性があります。

- ① クラス替えが全部又は一部の学年でできない
- ② クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない
- ③ 加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい
- ④ クラブ活動や部活動の種類が限定される
- ⑤ 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- ⑥ 男女比の偏りが生じやすい
- ⑦ 上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる
- ⑧ 体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる
- ⑨ 班活動やグループ分けに制約が生じる
- ⑩ 協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる
- ① 教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる
- ⑫ 生徒指導上課題がある子供の問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける
- ⑬ 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
- ⑭ 教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる

小規模校のメリット ⇒ 9ページ

③ 学校規模の適正化一学級数に関する視点(2/6)

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引 〜少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて〜 (平成27年1月27日 文部科学省 策定)

では、学校規模の適正化に関する基本的な考え方等について、以下のように記載されています。(一部抜粋)

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」(文部科学省)(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/detail/1354768.htm)を加工して作成

第2章

(1)学校規模の適正化

【基本的視点ー(1)学級数に関する視点】

他方、一般に各学年で複数の学級を編制できる場合は、クラス替えが可能になることの影響も含め、

- ① 児童生徒同士の人間関係や児童生徒と教員との人間関係に配慮した学級編制ができる
- ② 児童生徒を多様な意見に触れさせることができる
- ③ 新たな人間関係を構築する力を身に付けさせることができる
- ④ クラス替えを契機として児童生徒が意欲を新たにすることができる
- ⑤ 学級同士が切磋琢磨する環境を作ることができる
- ⑥ 学級の枠を超えた習熟度別指導や学年内での教員の役割分担による専科指導等の多様な指導形態をとることができる
- ⑦ 指導上課題のある児童生徒を各学級に分けることにより、きめ細かな指導が可能となる

といった利点があります。

③ 学校規模の適正化一学級数に関する視点(3/6)

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引 〜少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて〜 (平成27年1月27日 文部科学省 策定)

では、学校規模の適正化に関する基本的な考え方等について、以下のように記載されています。(一部抜粋)

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」(文部科学省)(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/detail/1354768.htm)を加工して作成

第2章

(1)学校規模の適正化

【基本的視点ー(1)学級数に関する視点】

(教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題)

また、小・中学校共通して、学級数が少なくなるに従い、配置される教職員数が少なくなるため、下記のような問題が顕在化し、結果として教育活動に大きな制約が生じる恐れがあることに留意が必要です。

- ① 経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる
- ② 教員個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数が毎年変動することにより、学校経営が不安定になったりする可能性がある
- ③ 児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある、多様な価値観に触れさせることが困難となる
- ④ ティーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法をとることが困難となる
- ⑤ 教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない
- ⑥ 学年によって学級数や学級当たりの人数が大きく異なる場合、教員間に負担の大きな不均衡が生ずる
- ⑦ 平日の校外研修や他校で行われる研究協議会等に参加することが困難となる
- ⑧ 教員同士が切磋琢磨する環境を作りにくく、指導技術の相互伝達がなされにくい(学年会や教科会等が成立しない)
- ⑨ 学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難な場合がある
- ⑩ 免許外指導の教科が生まれる可能性がある
- ⑪ クラブ活動や部活動の指導者確保が困難となる

③ 学校規模の適正化一学級数に関する視点(4/6)

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引 〜少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて〜 (平成27年1月27日 文部科学省 策定)

では、学校規模の適正化に関する基本的な考え方等について、以下のように記載されています。(一部抜粋)

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」(文部科学省)(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/detail/1354768.htm)を加工して作成

第2章

(1)学校規模の適正化

【基本的視点ー(1)学級数に関する視点】

(学校運営上の課題が児童生徒に与える影響)

6ページで述べたような学級数が少ないことによる学校運営上の課題は、いずれも一般的に想定されるものであり、実際に個別の課題が生じるかどうかは、地域や児童生徒の実態、教育課程や指導方法の工夫の状況、教育委員会や地域・保護者からの支援体制など、学校が置かれた諸条件により大きく異なりますが、仮に6ページのような課題が生じた場合、児童生徒には以下のような影響を与える可能性があります。

- ① 集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につきにくい
- ② 児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい
- ③ 協働的な学びの実現が困難となる
- ④ 教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある
- ⑤ 切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい
- ⑥ 教員への依存心が強まる可能性がある
- ⑦ 進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある
- ⑧ 多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい
- ⑨ 多様な活躍の機会がなく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しい

③ 学校規模の適正化一学級数に関する視点(5/6)

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引 〜少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて〜 (平成27年1月27日 文部科学省 策定)

では、学校規模の適正化に関する基本的な考え方等について、以下のように記載されています。(一部抜粋)

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」(文部科学省)(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/detail/1354768.htm)を加工して作成

第2章

(1)学校規模の適正化

【基本的視点ー(1)学級数に関する視点】

(望ましい学級数の考え方)

- 〇こうしたこと(2~7ページ)を踏まえて望ましい学級数を考えた場合、小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上(6学級以上)であることが必要となります。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上(12学級以上)あることが望ましいものと考えられます。
- ○中学校についても、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上(6学級以上)が必要となります。また、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましいものと考えられます。

③ 学校規模の適正化一学級数に関する視点(6/6)

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引 〜少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて〜 (平成27年1月27日 文部科学省 策定)

では、学校規模の適正化に関する基本的な考え方等について、以下のように記載されています。(一部抜粋)

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」(文部科学省)(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/detail/1354768.htm)を加工して作成

第4章

(2) 小規模校のメリット最大化策

【少人数を生かした指導の充実】

- 一般に小規模校には下記のようなメリットが存在すると言われています。
- ① 一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい
- ② 意見や感想を発表できる機会が多くなる
- ③ 様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる
- ④ 複式学級においては、教師が複数の学年間を行き来する間、児童生徒が相互に学び合う活動を充実させることができる
- ⑤ 運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使える
- ⑥ 教材・教具などを一人一人に行き渡らせやすい。例えば、ICT機器や高価な機材でも比較的少ない支出で全員分の整備が可能である
- ⑦ 異年齢の学習活動を組みやすい、体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる
- ⑧ 地域の協力が得られやすいため、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい
- ⑨ 児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる

④ 学校の適正配置 一通学条件

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引 〜少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて〜 (平成27年1月27日 文部科学省 策定)

では、学校規模の適正化に関する基本的な考え方等について、以下のように記載されています。(一部抜粋)

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」(文部科学省)(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/detail/1354768.htm)を加工して作成

第2章

(2) 学校の適正配置(通学条件)

〇学校の配置に当たっては、児童生徒の通学条件を考慮することが必要です。学校統合を行うことは、児童生徒の通学距離の 延長に伴い教育条件を不利にする可能性もあるため、学校の位置や学区の決定等に当たっては、児童生徒の負担面や安全面 などに配慮し、地域の実態を踏まえた適切な通学条件や通学手段が確保されるようにする必要があります。

【通学距離による考え方】

- 〇国では、公立小・中学校の通学距離について、小学校でおおむね4km以内、中学校ではおおむね6km以内という基準を、公立小・中学校の施設費の国庫負担対象となる学校統合の条件として定めていることから、通学条件を通学距離によって捉えることが一般的となっています。
- 〇小学校5年生と中学校2年生を対象に、通学距離とストレスとの関係を調べた研究によると、小学校で4km以内、中学校で6km以内という通学距離の範囲においては、気象等に関する考慮要素が比較的少ない場合、ストレスが大幅に増加することは認められませんでした。

交野市の適正な通学距離 ⇒ 17ページ

⑤ 学校適正配置を検討する上での基本的な考え方

交野市学校教育審議会では、以下の7つの"学校適正配置を検討する上での基本的な考え方"に基づき、検討を行っています。

- く 学校適正配置を検討する上での7つの基本的な考え方 >
- ① 「学校規模適正化基本方針」に基づき、将来的にも適正な学校規模を確保 するよう検討する。
 - ・ 小学校の適正規模 ⇒ 12学級以上24学級以下
 - ・中学校の適正規模 ⇒ 9学級以上18学級以下 (19学級以上24学級以下も許容範囲とする。)
- ② 「学校規模適正化基本方針」に基づき、適正な通学距離の範囲となるよう 検討する。
 - ・ 小学校の通学距離 ⇒ 2km以内を基本・3km以内を許容範囲
 - ・中学校の通学距離 ⇒ 3km以内を基本・4km以内を許容範囲
- ③ 児童・生徒数の将来推計と今後、見込まれる大規模な住宅開発の影響も考慮して検討を進める。
- ④ 学校施設の老朽化状況も勘案して検討を進める。
- ⑤ 小中一貫教育を進めるのにふさわしい新しい教育環境にも配慮する。
- ⑥ 地域のコミュニティにも配慮し、現在の中学校区を基本として検討する。
- ⑦一つの小学校からは、一つに中学校へ進学することを基本として検討する。

倉治8丁目の開発(第二中学校区) 星田北エリアの開発(第四中学校区)など

(2) 学校規模 ① 小中学校の適正規模

交野市の適正規模

小学校 12~24学級 (2~4学級/学年)

中学校 9~18学級 (3~6学級/学年)

※中学校では、19~24学級も許容範囲

学校規模によるメリット・デメリット (4~9、13~15ページ)や、交野 市の実態、各市で定められている適正規 模等も参考に平成28年度に「交野市学 校規模適正化基本方針」で定めました。

【参考】他市町村の適正規模

1. 小学校

	学級数																						
	~5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27~
交野市	小規模							適正規模															
枚方市	小規模							適正規模									大	規	模				
守口市	1	人夫	見模	Time Time	準证	直正規	見模	適正規模 準適正規模															

: 国の標準学級数

2. 中学校

		学級数																					
	~5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27~
交野市	1	人为	見核	/IIIT		適正規模									(適正規模として許容範囲)								
枚方市	1	小規	見核	Jant V		適正規模													大	規	模		
守口市	1	人为	見模		準道	適正 規	見模			適	E 規	見模	į		準通	直正規	規模						

(2) 学校規模 ② 学校規模のメリット・デメリット (1/3)

【学習面】

メリット

児童・生徒の一人ひとりに目が届きやすく、 きめ細かな指導が行いやすい

運動場、体育館などが余裕をもって使える

様々な活動において、一人ひとりがリー ダーを務める機会が多くなる 集団の中で、多様な考え方に触れる機会 や互いに切磋琢磨する機会が多い

学校行事や集団活動で活気が生じやすく、 活動内容選択の幅が広がる

専門教員による指導など多様な学習形態・指導形態をとりやすい

小規模

集団の中で、多様な考え方に触れる機会 や互いに切磋琢磨する機会が少ない

学校行事や集団活動で活気が生じにくく、 活動内容選択に制約が生じる

専科教員による指導など多様な学習形態・指導形態をとりにくい

一人ひとりの把握が難しく、きめ細やかな 指導を行いにくい

運動場、体育館などで一人ひとりが使える スペースが小さくなる

学校行事や部活動において、一人ひとり に個別の活動機会を設定しにくい

デメリット

13

大規模

(2) 学校規模 ② 学校規模のメリット・デメリット (2/3)

【生活面】

児童・生徒相互の人間関係が深まりやす い

異学年間の縦の交流が生まれやすい

メリット

豊かな人間関係の構築や多様な集団の 形成が図られやすい

切磋琢磨すること等を通じて、社会性や協調性、たくましさ等を育みやすい

児童・生徒の個性や長所を多面的に評価 されやすい

小規模

クラス替えが困難なこと等から、人間関係 や相互の評価等が固定化しやすく、多様 な集団が形成されにくい

切磋琢磨する機会等が少なくなりやすい

児童・生徒の個性や長所が多面的に評価 されにくい

大規模

学年間・異学年間の交流が不十分になり やすい

デメリット

(2) 学校規模 ② 学校規模のメリット・デメリット (3/3)

メリット

【学校運営面・その他】

全教職員の意思疎通が図りやすく、相互 の連携が密になりやすい

学校が一体となって活動しやすい

保護者や地域社会との連携が図りやすい

教職員のバランスのとれた配置を行いや すい

教職員間での指導技術の相互伝達がなされやすい

PTA活動等における保護者一人あたりの 負担を分散しやすい

小規模

教職員のバランスのとれた配置を行いにく い

教職員間での指導技術の相互伝達がなされにくい

PTA活動等における保護者一人あたりの 負担が大きくなりやすい 教職員相互の連絡調整が図りづらい

施設・設備の利用面から、学校活動に一 定の制約が生じる場合がある

保護者や地域社会との連携が図りにくい

デメリット

大規模

(2) 学校規模

③ 児童生徒数の推移

交野市の児童生徒数の直近10年間の推移と今後6年間の推計

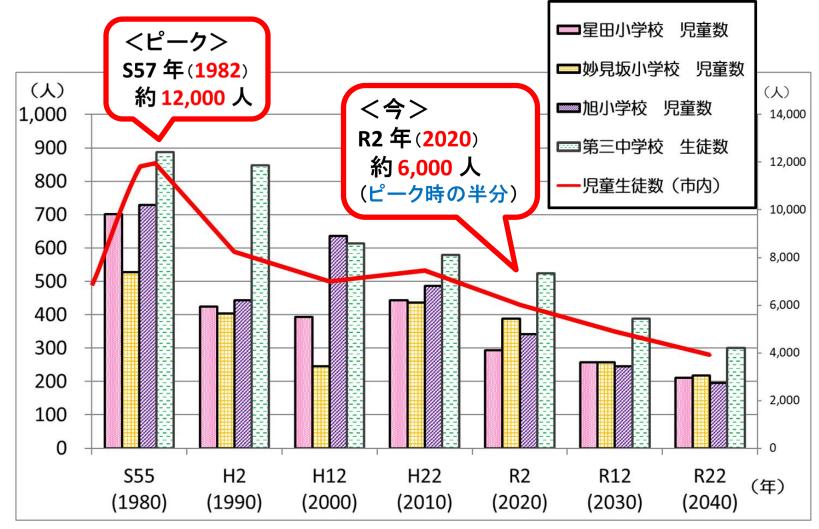
※星田北エリアのまちづくりなどの 大規模住宅開発は含んでいない

	1982	 2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
	S57	 H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
児童生徒数 (人)	12,164	 7,412	7,380	7,201	7,068	6,891	6,711	6,563	6,444	6,240	6,117	6,015
通常学級数 (学級)	304	 225	222	215	205	210	205	202	200	196	194	192

2021	2022	2023	2024	2025	2026
R3	R4	R5	R6	R7	R8
5,973	5,907	5,793	5,729	5,635	5,466
192	190	186	185	182	179

交野市の 児童生徒数のピーク ※住民基本台帳情報に基づく推計値 令和2年時点の1~6歳児を基に算出

第三中学校区の児童生徒数の推移・推計



住宅開発等により特定地域での児童生徒数の増加は考えられるが、全体の傾向としては

今後も児童生徒数の減少傾向は続く見込み

′~ 参考 ~

日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)

<交野市>

男女計	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
総数	76,435	74,314	71,167	67,392	63,402	59,456	55,605
0~4歳	2,954	2,676	2,285	2,107	1,990	1,839	1,668
5~9歳	3,506	3,138	2,844	2,425	2,236	2,112	1,953
10~14歳	4,163	3,568	3,190	2,890	2,463	2,270	2,144
15~19歳	4,669	4,290	3,670	3,269	2,955	2,513	2,311

国立社会保障・人口問題研究所の推計値より抜粋

(3)通学距離

① 小中学校の適正な通学距離

交野市の通学距離

小学校 2km以内を基本 (許容範囲3km以内)

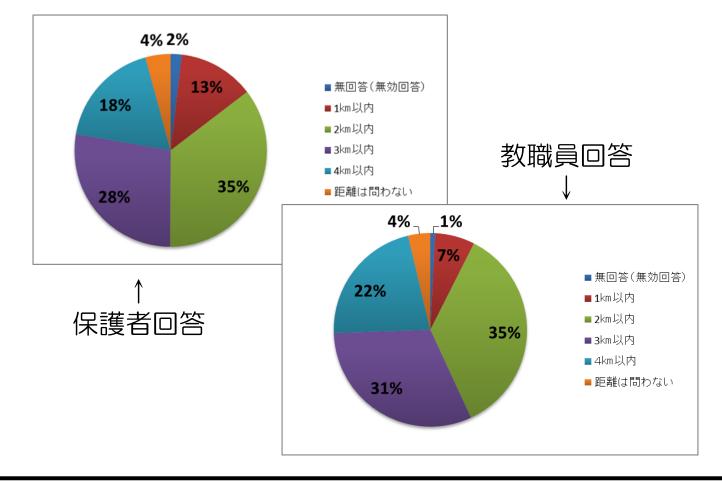
中学校 3km以内を基本 (許容範囲4km以内)

※交野市学校規模適正化基本方針において、小中学校の適正配置を検討するにあたっては、以上の通学距離を基本とすることとしている。

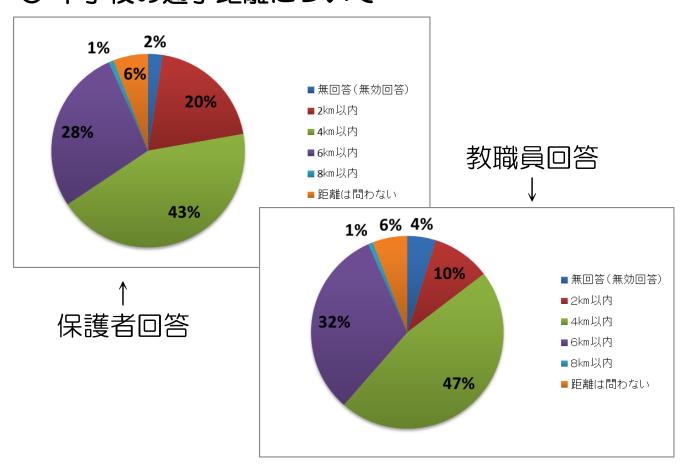
国の通学距離の考え方 ⇒ 10ページ

~ 参考 ~ 適正な通学距離は、本市の通学手段が<mark>原則徒歩</mark>であることを踏まえ、保護者・教職員を対象に実施した 以下の「学校規模適正化に関するアンケート調査」の結果を参考に検討を行い、決定しました。

○ 小学校の通学距離について



〇 中学校の通学距離について



17

(3)通学距離

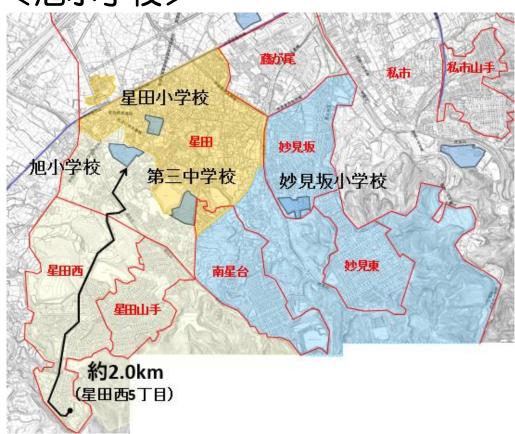
② 三中校区の各学校の通学距離

各学校から遠い地域の通学距離を記載しています。

<星田小学校>



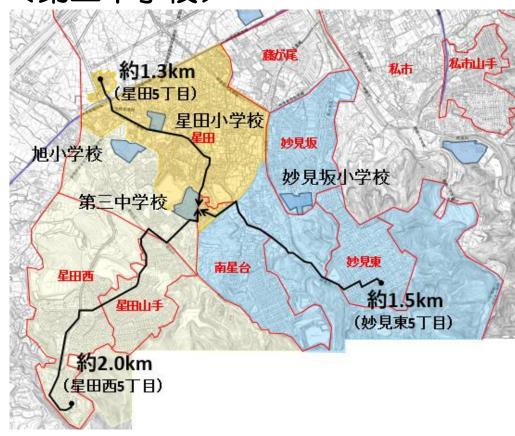
<旭小学校>



<妙見坂小学校>



<第三中学校>

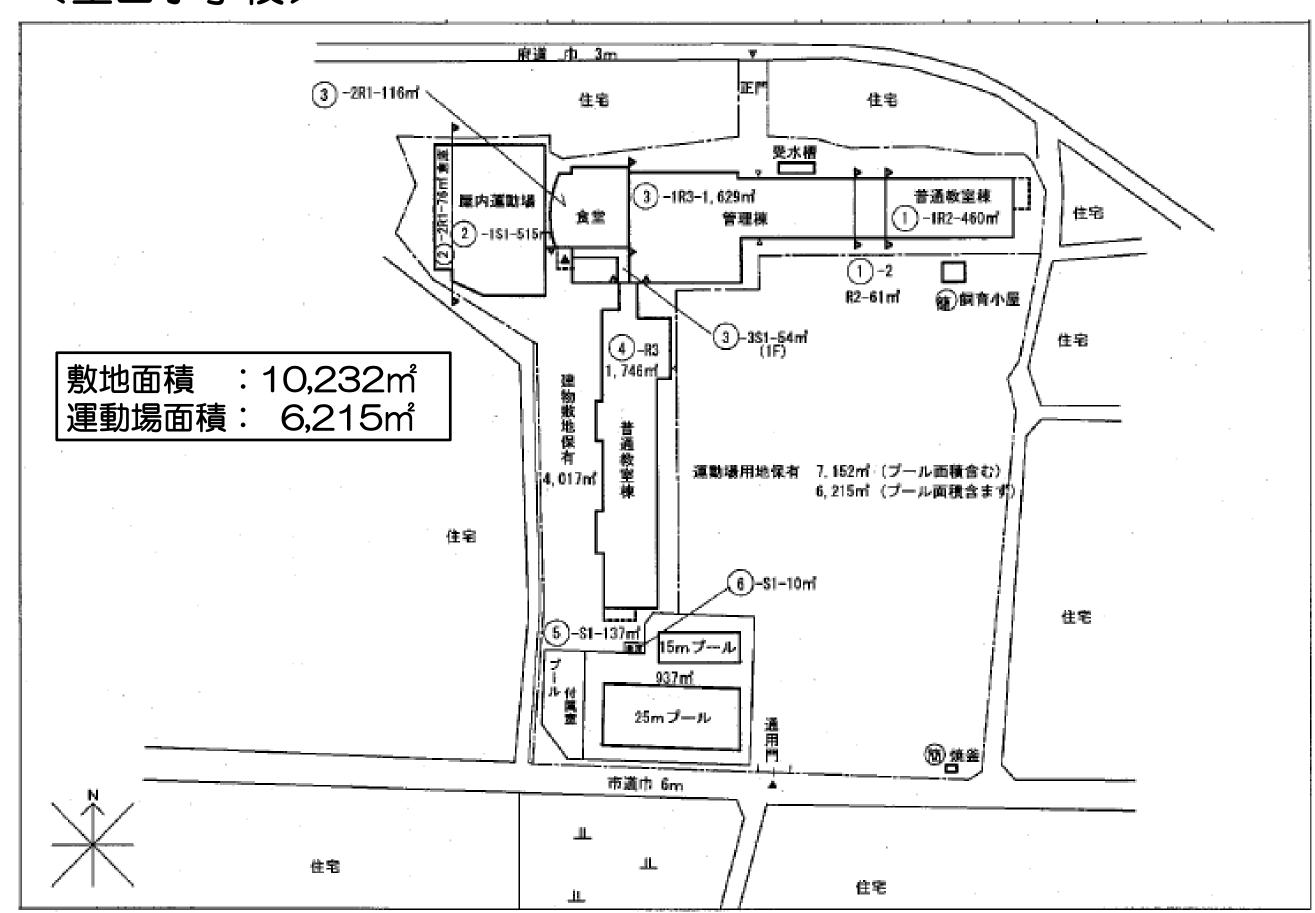


(4) 学校施設・敷地情報 ① 学校施設・敷地情報 (1/5)

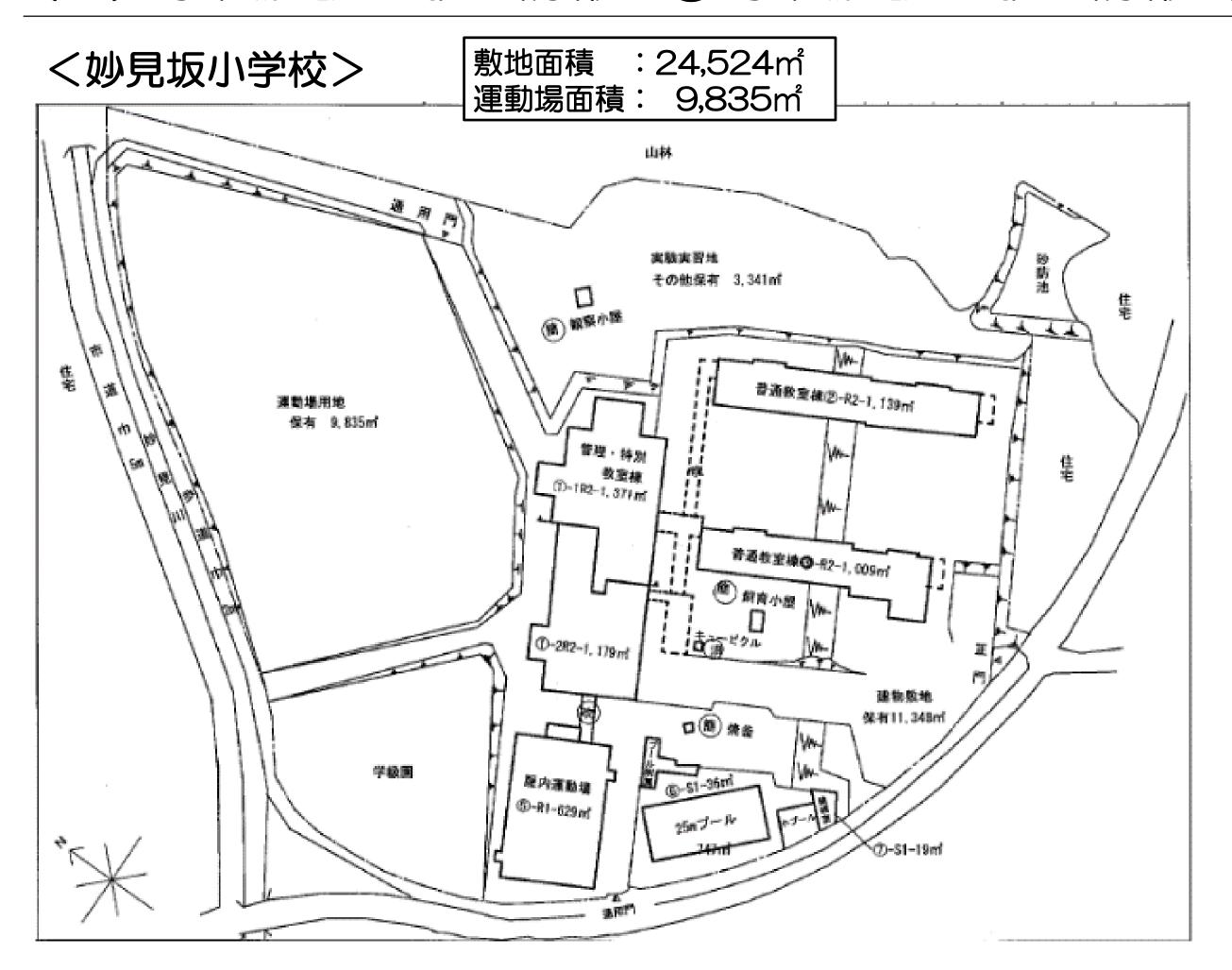
R2.3時点	星田小学校	妙見坂小学校	旭小学校	第三中学校		
	## の 3m ② -201-114eri ② -201-114eri	(1) 日本	1	23.7 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20		
	詳細は、20ページ	詳細は、21ページ	詳細は、22ページ	詳細は、23ページ		
敷地面積	10,232m²	24,524m²	19,977㎡ (隣接する第三給食セン ター跡地1,322㎡含む)	22,384m²		
運動場面積	6,215m²	9,835m²	10,018m²	10,402m²		
建築年度 (校舎 ^{※1})	1961(S36)年 (建築後58年)	1973(S48)年 (建築後46年)	1976(S51)年 (建築後43年)	1974(S49)年 (建築後45年)		
建築年度(体育館)	1966(S41)年 (建築後53年)	1974(S49)年 (建築後45年)	1977(S52)年 (建築後42年)	1975(S50)年 (建築後44年)		

(4) 学校施設 • 敷地情報 ① 学校施設 • 敷地情報 (2/5)

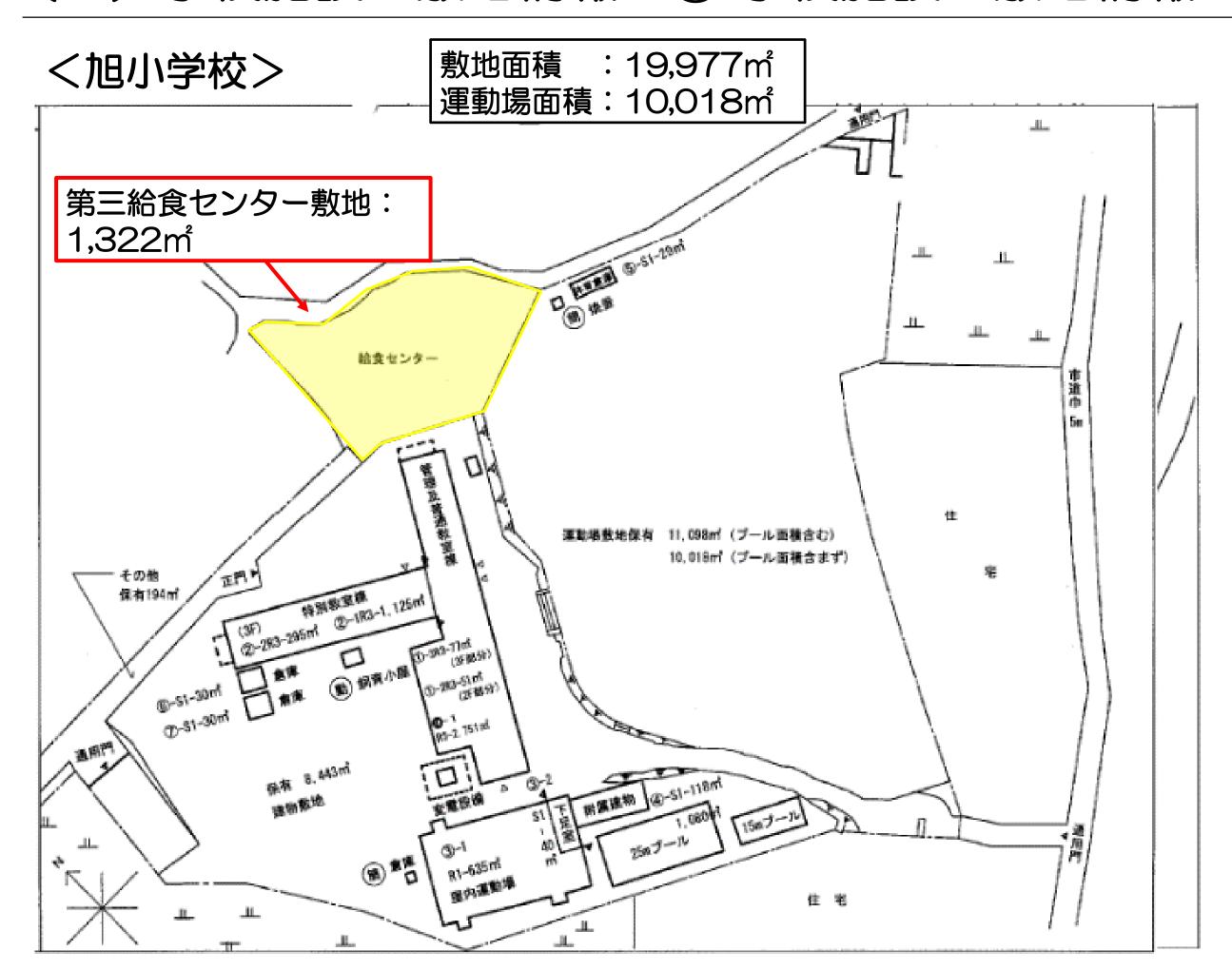
<星田小学校>



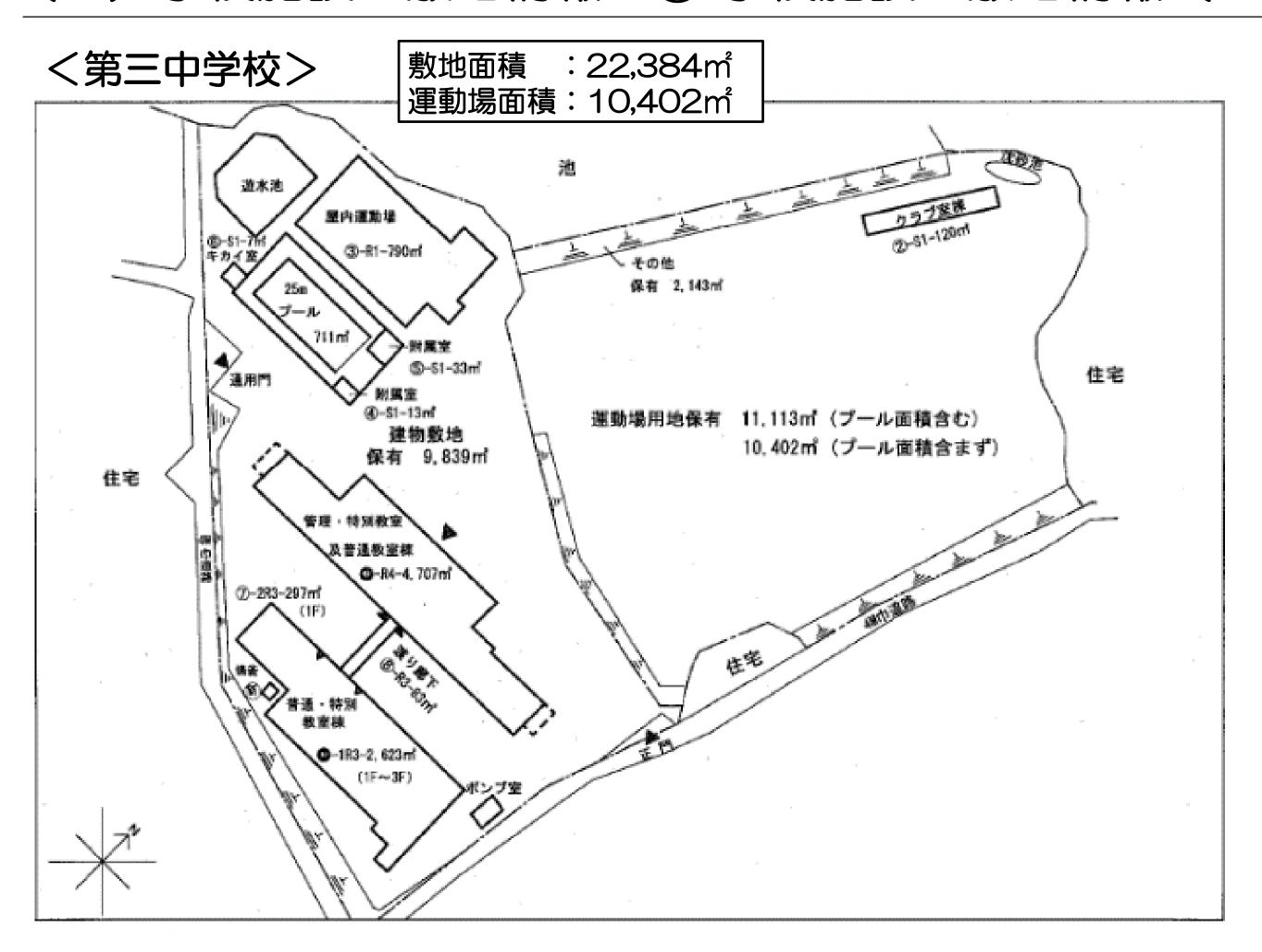
(4) 学校施設・敷地情報 ① 学校施設・敷地情報 (3/5)



(4) 学校施設 • 敷地情報 ① 学校施設 • 敷地情報 (4/5)



(4) 学校施設・敷地情報 ① 学校施設・敷地情報 (5/5)



(5) 小中一貫教育について

① 小中一貫教育

【重要】

- Q1. 小中一貫教育とは?
- A1. 小中連携教育のうち、小中学校がめざす子ども像を共有し、 9年間を見通した教育課程を編成し、系統的な教育を行う教育
 - ⇒ R2年度から、第三中学校区を含む市内全ての中学校区で実施
- Q2. 小中一貫教育を行う前は、どんな教育を行っていたの?
- A2. 小中連携教育(小中学校が互いに情報交換・交流を行い、小学校から中学校への円滑な接続をめざす教育)を行っていました。

小中連携教育から小中一貫教育への移行イメージ図

~小中連携教育以前の学校教育~



交野市の小中一貫教育については、 第1回懇談会でお配りした資料を ご覧ください。

小中一貫教育 🗙 施設一体型小中一貫校

小学校 小学校 小学校 中学校 中学校 小学校 小学校 小学校 中学校 1年生 2年生 3年生 4年生 5年生 6年生 1年生 2年生 3年生

小・中学校の接続部分の段差の解消に重点を置いて取り組んできた

~小中一貫教育~

さらに発展

小学校 小学校 小学校 小学校 小学校 小学校 中学校 中学校 中学校 2年生 1年生 3年生 4年生 5年生 6年生 1年生 2年生 3年生

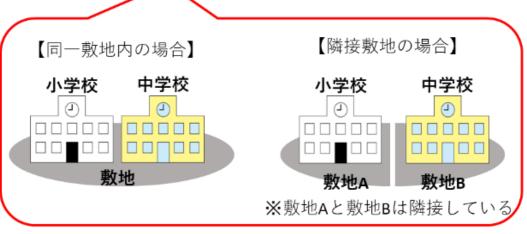
小中一貫教育の成果と課題⇒ 26~30ページ

(6) 小中一貫校について ① 小中一貫校の施設形態について

- Q1. 小中一貫校とは?
- A1. 一般的には、小中一貫教育を行っている学校のこと。 小中一貫校の施設形態は、「Q2」に記載の3つがあります。 ⇒「小中一貫校」は、一般的な用語であり、国等により定義された語句ではない。
 - ※国の制度類型では、「小中一貫型小学校・中学校」と定義されており、市町村教育委員会の規則等で定める必要があります。
- Q2. 施設一体型とは?
- A2. 学校の施設形態の一種。学校の施設形態には、以下の3つのパターンがあります。

| 施設分離型| 中学校 小学校 敷地

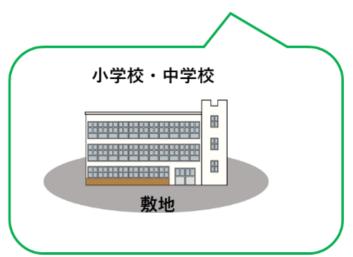




「施設一体型」

小中一貫教育 🗙 施設一体型小中一貫校

【重要】



施設分離型…小学校と中学校が別々の離れた敷地にある。

施設隣接型…小学校と中学校が同じ敷地内に別々の建物で、または隣接した敷地にある。

施設一体型…小学校と中学校が同じ敷地の同じ建物内にある。

それぞれの成果と課題 ⇒ 26~30ページ

②施設形態別の成果(1/3)

小中一貫教育等についての実態調査の結果 (文部科学省 初等中等教育局) では、施設形態別に小中一貫教育の成果について、調査した結果を記載しています。(一部抜粋)

※ほかの項目もご覧になられたい場合は、文部科学省のHPからご覧いただけます。

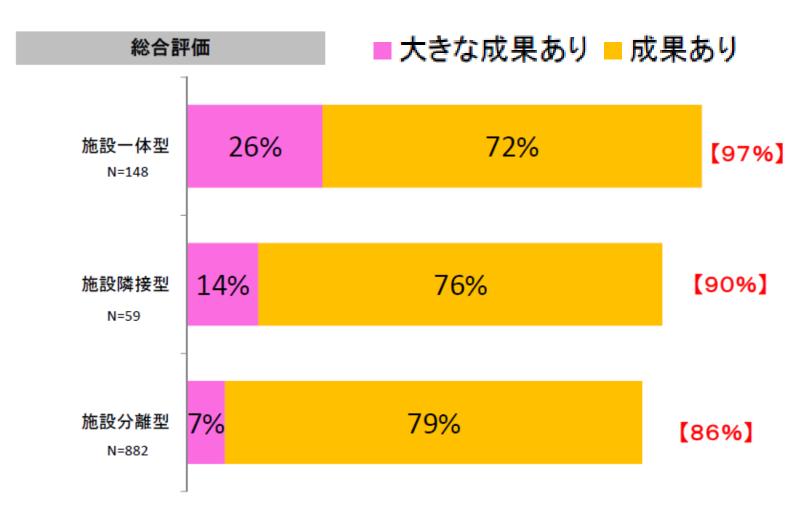
「小中一貫教育等についての実態調査の結果」(文部科学省)(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/ikkan/1369584.htm)を加工して作成

調査時点:平成26年5月1日

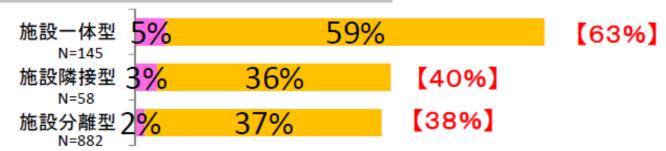
調査対象:全都道府県、全市区町村、小中一貫教育を実施

している全国の国公立小・中学校

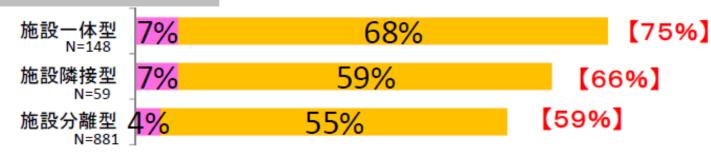
⇒ 成果なので数値が大きい方が望ましい



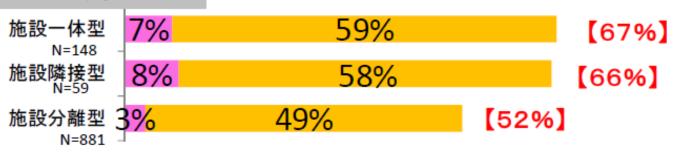
①全国学力・学習状況調査の結果が向上した



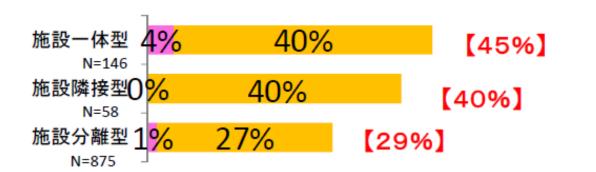
④学習習慣の定着が進んだ



⑤生活リズムが改善した



⑥全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果が向上した



26

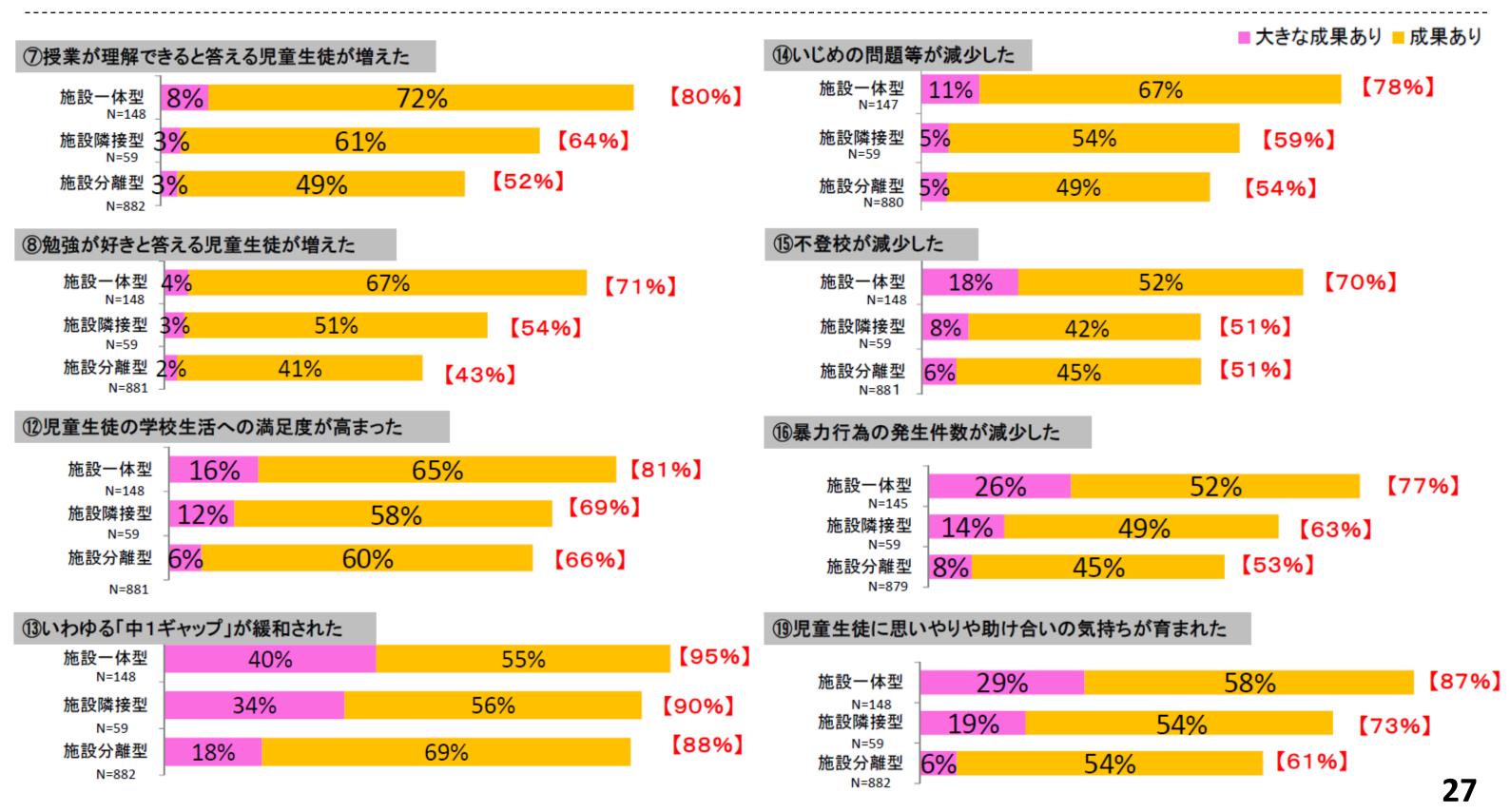
②施設形態別の成果(2/3)

小中一貫教育等についての実態調査の結果 (文部科学省 初等中等教育局)

では、施設形態別に小中一貫教育の**成果**について、 調査した結果を記載しています。(一部抜粋)

※ほかの項目もご覧になられたい場合は、文部科学省のHPからご覧いただけます。

「小中一貫教育等についての実態調査の結果」(文部科学省)(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/ikkan/1369584.htm)を加工して作成



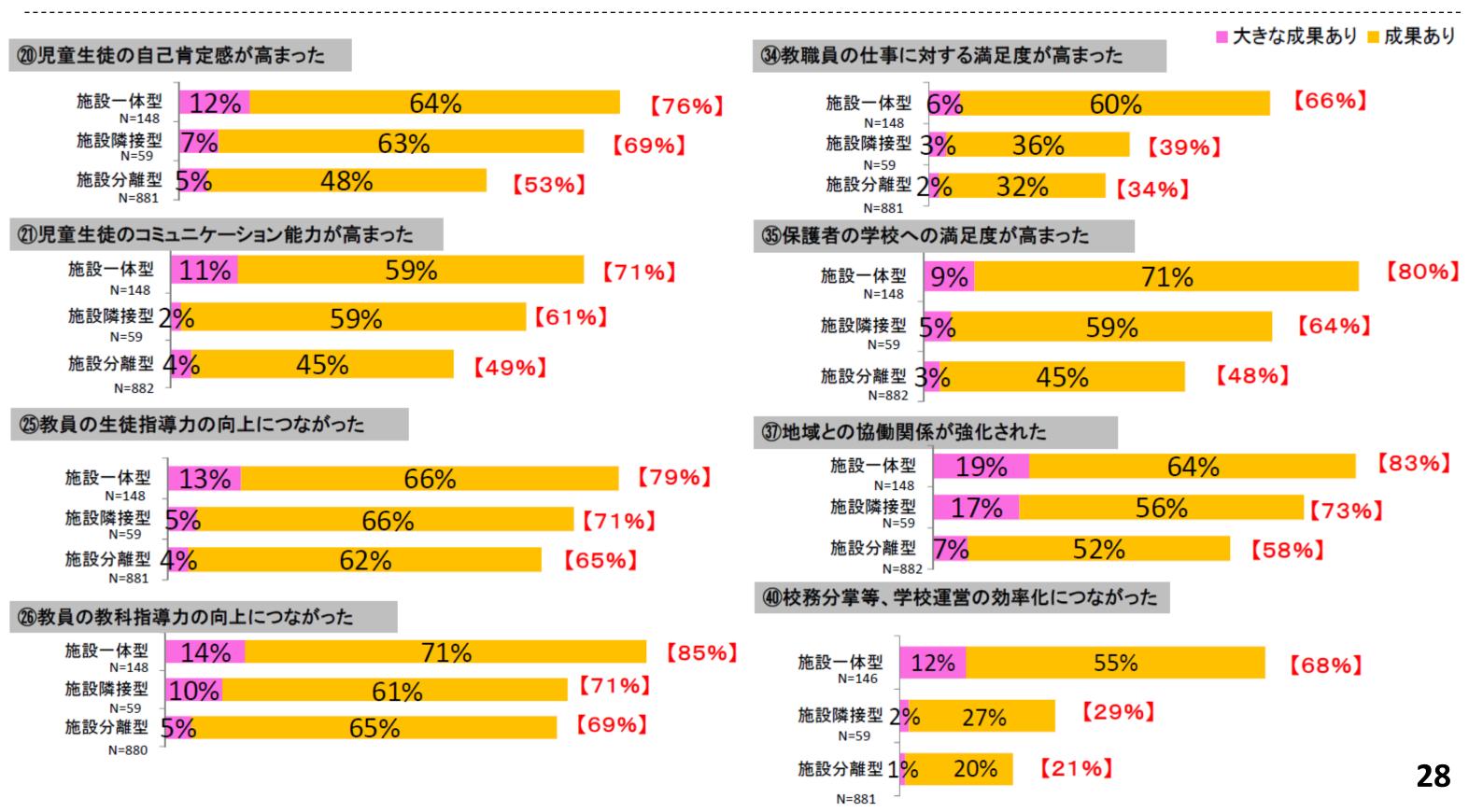
②施設形態別の成果(3/3)

小中一貫教育等についての実態調査の結果 (文部科学省 初等中等教育局)

では、施設形態別に小中一貫教育の**成果**について、 調査した結果を記載しています。(一部抜粋)

※ほかの項目もご覧になられたい場合は、文部科学省のHPからご覧いただけます。

「小中一貫教育等についての実態調査の結果」(文部科学省)(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/ikkan/1369584.htm)を加工して作成



③施設形態別の課題(1/2)

小中一貫教育等についての実態調査の結果 (文部科学省 初等中等教育局) では、施設形態別に小中一貫教育の課題について、調査した結果を記載しています。(一部抜粋)

※ほかの項目もご覧になられたい場合は、文部科学省のHPからご覧いただけます。

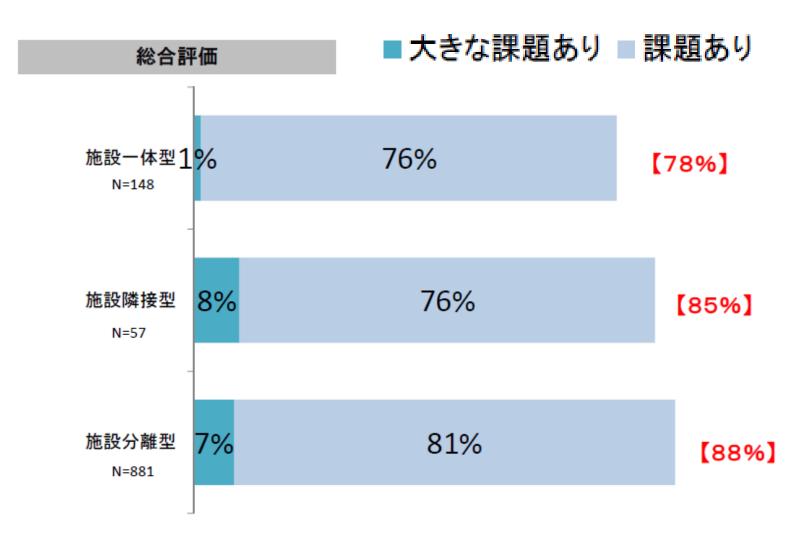
「小中一貫教育等についての実態調査の結果」(文部科学省)(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/ikkan/1369584.htm)を加工して作成

調査時点:平成26年5月1日

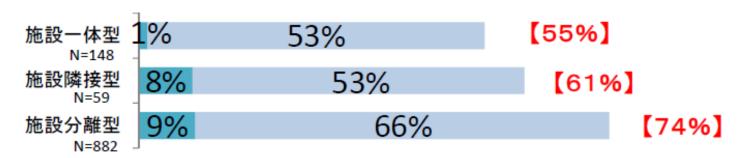
調査対象:全都道府県、全市区町村、小中一貫教育を実施

している全国の国公立小・中学校

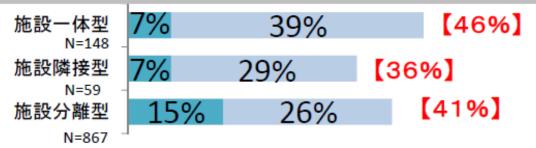
⇒ 課題なので数値が小さい方が望ましい



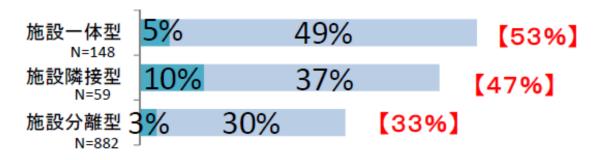
①9年間の系統性に配慮した指導計画の作成・教材の開発



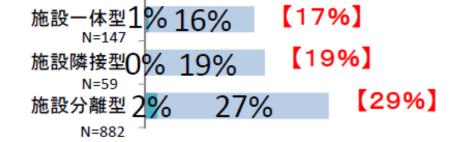
②施設・スペース(教室、グラウンド等)の確保及び使用時間調整



4児童生徒の人間関係が固定化しないような配慮



⑤中学校における生徒指導上の問題の小学生への影響



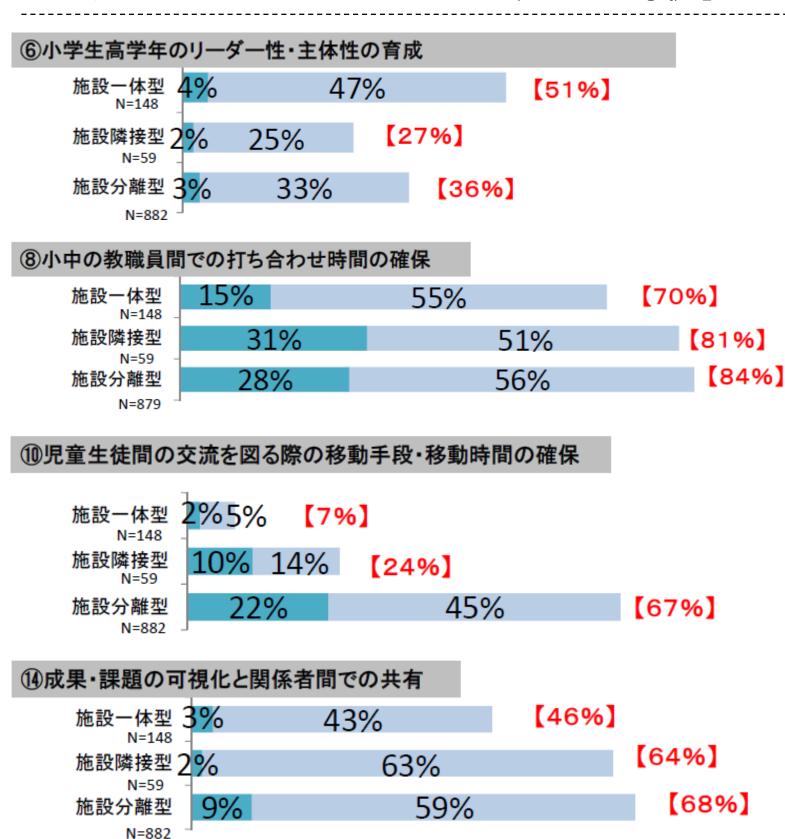
③施設形態別の課題(2/2)

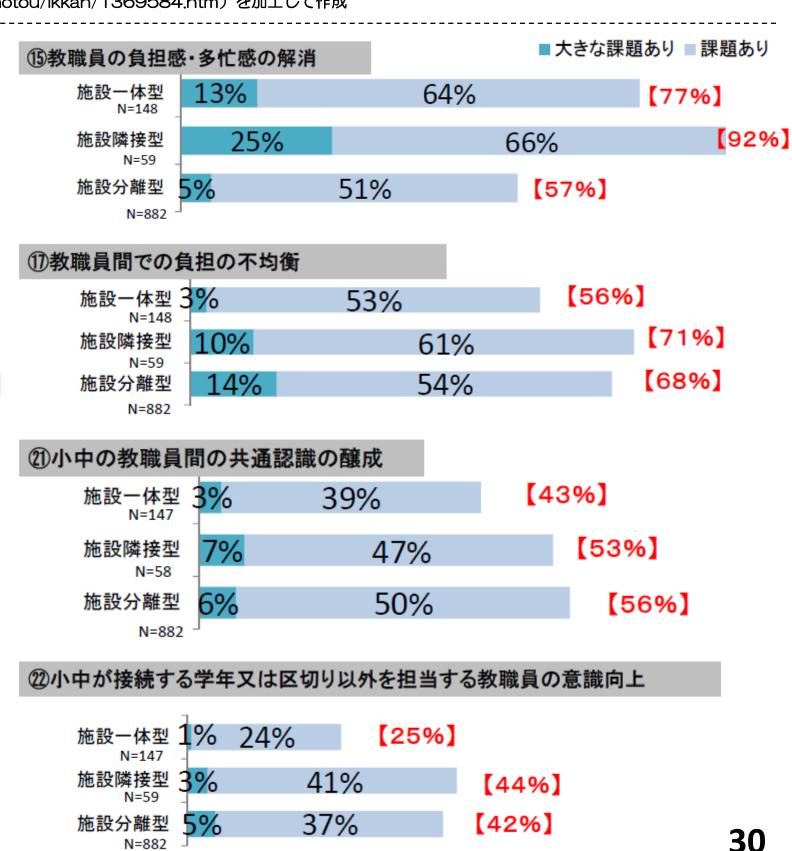
小中一貫教育等についての実態調査の結果 (文部科学省 初等中等教育局)

では、施設形態別に小中一貫教育の課題について、調査した結果を記載しています。(一部抜粋)

※ほかの項目もご覧になられたい場合は、文部科学省のHPからご覧いただけます。

「小中一貫教育等についての実態調査の結果」(文部科学省)(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/ikkan/1369584.htm)を加工して作成





(7) 地域と学校

① 地域と学校の連携・協働

地域と学校の連携・協働の重要性については、文部科学省のHPで以下のように記載されています。



昨今、少子高齢化や地域のつながりの減少による地域の教育力の低下や、発達障害や貧困といった福祉的な課題の増加などを背景に、学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、学校だけではなく、社会全体で子供の育ちを支えていくことが求められています。

一方で、グローバル化、人工知能の進化などにより、変化が激しく予測困難な未来が来ることが予想されています。現在ある仕事の多くが十年後、二十年後には消滅し、子供たちの半数近くが現在存在していない職業に就くことになり、学校で教えていることが将来の社会で通用しないのではないかといった指摘がされています。

2020年からの新学習指導要領では、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という理念を学校と社会が共有し社会と連携・協働しながら未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現を重視し、その理念を前文に明示しています。

この理念の実現に向けては、組織的・継続的に<mark>地域と学校が連携・協働</mark>していくことが大変重要といえます。具体的な取組としては、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)や地域学校協働活動の一体的推進が重要です。

出典:「Society 5.0 資料」(内閣府)(https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/society5_0.pdf)

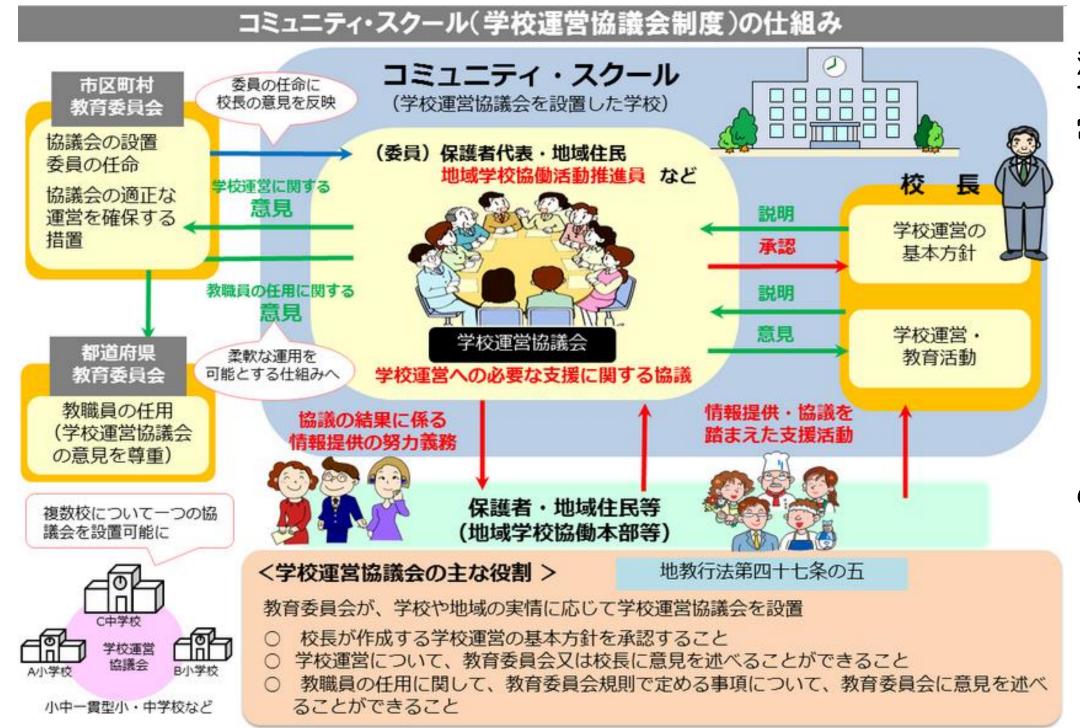
出典:文部科学省ホームページ(https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/chiiki-gakko/)を加工して作成

(7) 地域と学校

② コミュニティ・スクール

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)については、文部科学省のHPで以下のように記載されています。

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みです。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。



法律(地教行法第47条の5)に基づいて教育委員会が学校に設置する学校運営協議会には、主な役割として、

- ・校長が作成する学校運営の基本方針 を承認する
- 学校運営に関する意見を教育委員会 又は校長に述べることができる
- ・教職員の任用に関して、教育委員会 規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる

の3つがあります。

(7) 地域と学校

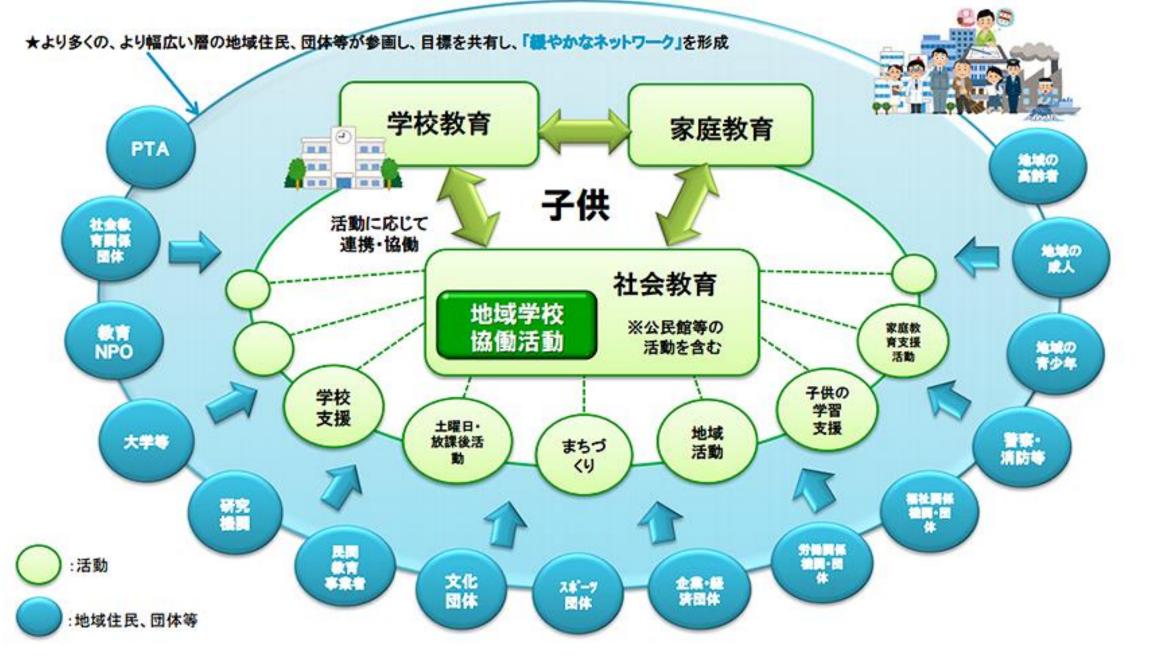
③ 地域学校協働活動

地域学校協働活動については、文部科学省のHPで以下のように記載されています。

「地域学校協働活動」とは、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。

地域全体で未来を担う子供たちの成長を支える仕組み(活動概念図)

- ◎ 次代を担う子供に対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、地域社会と学校が協働。
- ◎ 従来の地縁団体だけではない、新しいつながりによる地域の教育力の向上・充実は、地域課題解決等に向けた連携・協働につながり、 持続可能な地域社会の源となる。



子供の成長を軸として、 地域と学校がパートナーと して連携・協働し、意見を 出し合い学び合う中で、地 域の将来を担う人材の育成 を図るとともに、地域住民 のつながりを深め、自立し た地域社会の基盤の構築・ 活性化を図る「学校を核と した地域づくり」を推進し、 地域の創生につながってい くことが期待されます。例 えば、子供たちが地域に出 て行って郷土学習を行った り、地域住民と共に地域課 題を解決したり、地域の行 事に参画して共に地域づく りに関わるといった活動が 挙げられます。